

<補足> まちなかにおけるのぼり旗の掲出基準（数値）の考え方について

◆ 安全確保のための基準

① 設置してはいけない場所

(1)車の乗り入れ口から3.6m以内……………①

(2)隣地から1.8m以内の考え方……………②

駐車場から出る自動車運転手や隣地の建物から出る歩行者の目線で正面に向かって左右にそれぞれ60度ずつの範囲の見通しを確保します。

(参考：駐車場法施行令第7条第1項第5号)

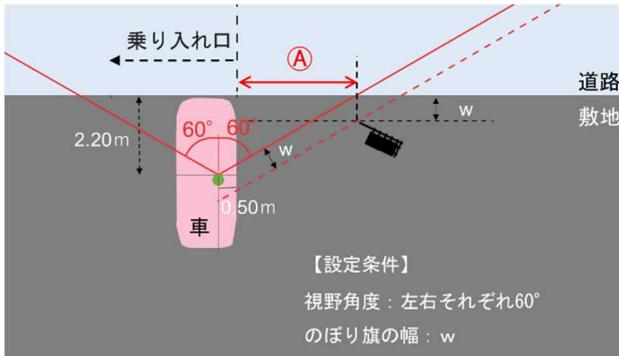


図1 車の乗り入れ口からの距離

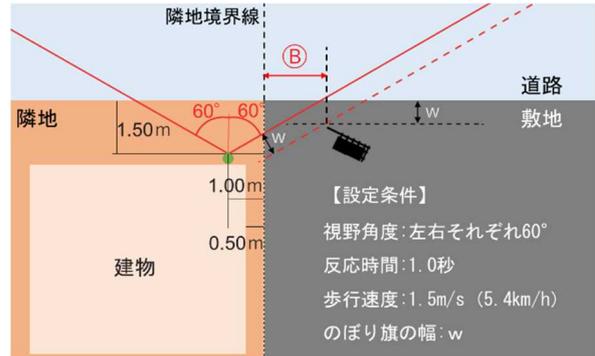


図2 隣地からの距離

(3)交差点に面する敷地の角から3.6m以内（隅切り含む）……………③

交差点の角地には、歩行者や自転車等通行者の視野を確保するため、隅切りが設けられているのが一般的です。藩政期以来の都市構造が残るまちなか区域では、道路幅員が狭く、隅切りが無い場合もあるため、下図に示す「隅切り相当」範囲内に、はみ出さないよう設置することとします。

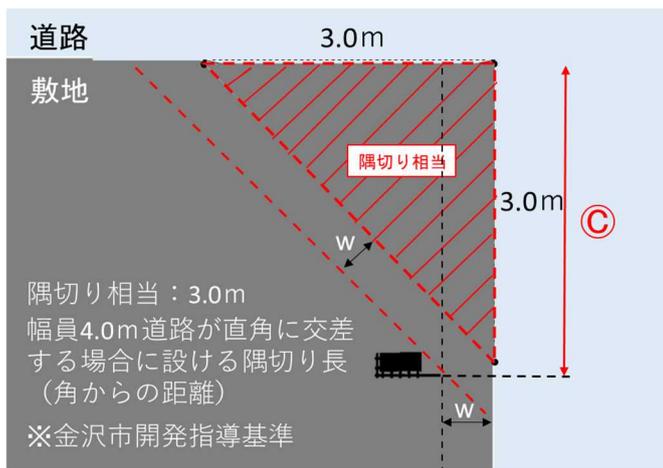


図3 道路交差点角地の隅切り相当範囲

w … 一般的なのぼり旗の場合、旗の幅60cm+支柱等5cm

◆ 景観への配慮のための基準

③ 節度ある掲出間隔

のぼり旗を掲出する場合、3.6m以上の間隔を空けること。

- ・金沢市屋外広告物審議会での実証実験を踏まえ、望まれる掲出間隔について検討しました。
- ・3.6mは、2間〔間(けん)：旧尺貫法の長さの単位〕に相当し、まちなかにおける建築物の柱の間隔と調和しやすく、秩序あるまちなみの形成が期待できます。